

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

- 土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定 (環境管理課) 六七一
- 土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除 (同) 六七二
- 道路の区域変更 (道路維持課) 六七二
- 道路の供用開始 (同) 六七三

## 告 示

岐阜県告示第五百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 要措置区域

市町村名	指 定 の 区 域	縦 覧 場 所
多治見市	要措置区域台帳に示すとおり	岐阜県環境生活部環境管理課及び 岐阜県東濃県事務所

- 一 「要措置区域台帳」は、省略し、その台帳を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条の土壤溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置  
地下水の水質の測定及び盛土

岐阜県告示第五百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下

第 二 千 八 百 九 十 八 号  
平 成 二 十 九 年 十 一 月 十 七 日

(金曜日)

「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成二十九年岐阜県告示第三百九十六号により指定した区域(恵那市長島町永田字羽白四四三番四及び一九の各一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置等

土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

岐阜県告示第五百十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成二十九年岐阜県告示第三百二十四号により指定した区域(各務原市川島竹早町字竹早一番の一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置等

土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

岐阜県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大阿井木線	恵那市東野字清水二一八八番八地先から同市同字同四番四地先まで	後	五・五 三・〇	一〇三・六	
			前	五・五 九・五	一〇三・六	

岐阜県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		美濃加茂市山之上町字外敷五二八番三地先から	後	ル	ル	A、及びB、Cに係る



平成二十九年十一月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社